

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月13日	
山口県知事 村岡 嗣政 殿	
提出者 住 所 山口県光市大字島田3434番地 氏 名 日本製鉄株式会社 山口製鉄所（光） 所長 國岡 信哉 電話番号 0833-71-5019	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本製鉄株式会社 山口製鉄所（光）
事業場の所在地	山口県光市大字島田3434番地
計画期間	令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	鉄鋼業（製鋼・製鋼圧延業）
②事業の規模	旧九州製鉄所 八幡地区（光）：売上高 39,764百万円（R6Fy） 旧NSSC山口製造所（光エリア）：製品出荷額 227,198百万円（R6Cy）
③従業員数	2,062名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

設置者（所長）

（安全環境防災部 環境防災室長）
特別管理産業廃棄物管理責任者（感染性以外）

（安全環境防災部 安全健康室主査）
特別管理産業廃棄物管理責任者（感染性）

（環境防災室）
特別管理産業廃棄物
処理委託管理

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	別紙 2-2 のとおり t	t
	（これまでに実施した取組）		
	①PCB廃棄物の計画的な処分の推進		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	別紙 2-2 のとおり t	t
	（今後実施する予定の取組）		
	①これまでの取り組みを継続		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ①発生時における分別管理
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ①これまでの取り組みを継続

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
		別紙 2-2 のとおり	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ①実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
		別紙 2-2 のとおり	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ①実施予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ①実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ①実施予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ①実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ①実施予定なし		

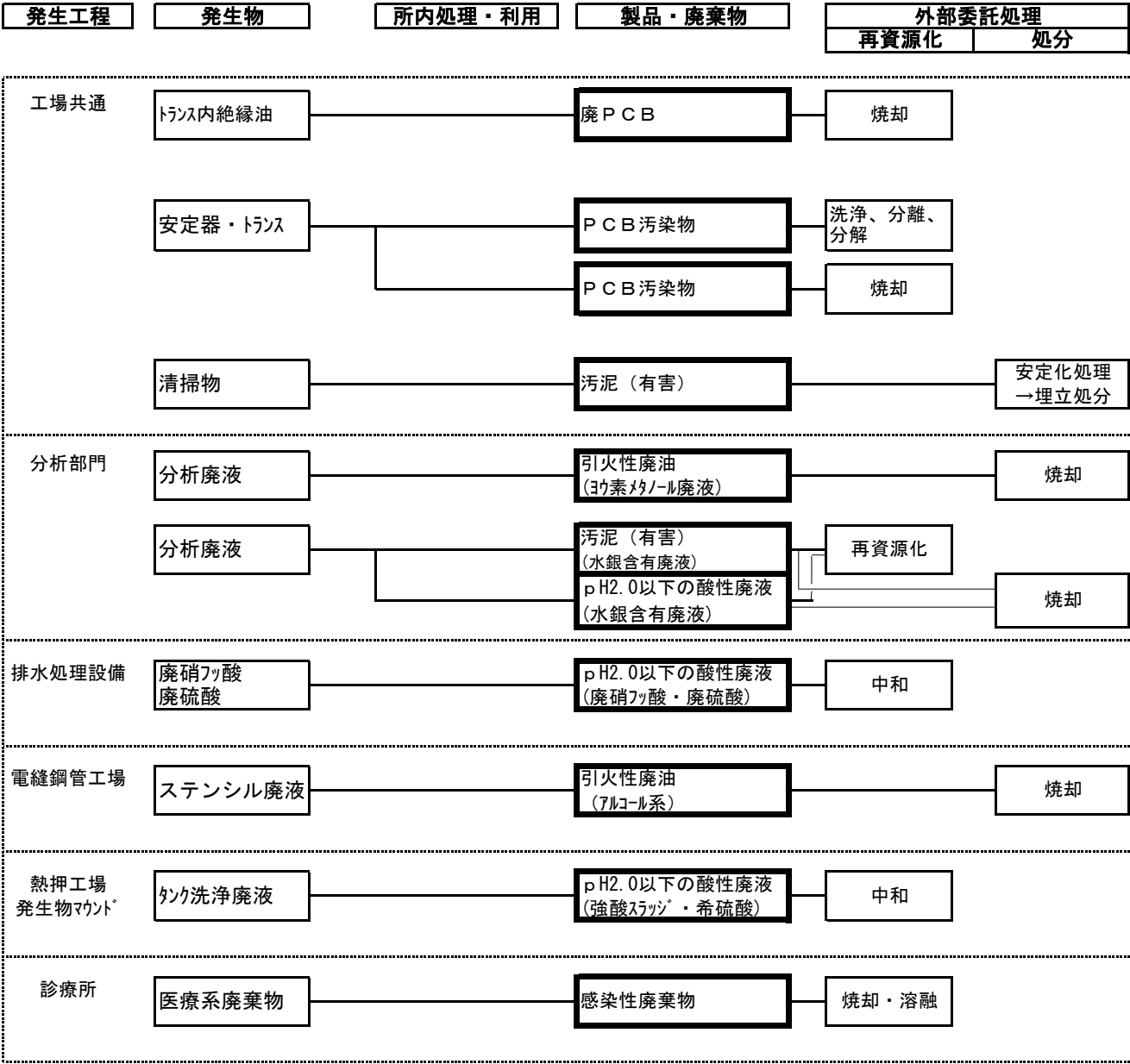
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ①極力再生利用が可能な処分先を採用 ②信頼のおける処理事業者の採用		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙 2-2 のとおり t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	①これまでの取り組みを継続		
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		47 t	
(今後実施する予定の取り組み)			
①2010（平成22）年度より電子マニフェストを導入しており、電子化率100%（紙マニフェストは使用廃止済み）			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



 ： 特別管理産業廃棄物

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	日本製鉄株式会社 山口製鉄所(光)	所在地(市町名)	光市	事業の種類	鉄鋼業
-------------	-------------------	----------	----	-------	-----

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	3	2									3	2	3	2	1	1			0	0
	廃酸	42	45									42	45	42	45	40	40			0	
	廃アルカリ	0										0		0							
	感染性産業廃棄物	3	4									3	4	3	4	3	4				
	PCB	10										10		10							
	PCB汚染物	8	3									8	3	8	3						
	PCB処理物																				
	廃石綿等																				
	有害産業廃棄物	0	1									0	1	0	1					0	1
	計 (B)	66	55	0	0	0	0	0	0	0	0	66	55	66	55	44	44	0	0	0	1